

令和元年第3回遠軽地区広域組合議会（定例会）会議録

1 期 日 令和元年12月5日（木曜日） 10時00分開会
2 場 所 遠軽町議会議場

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明
日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 7 議案第1号 オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約
日程第 8 議案第2号 遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償
に関する条例の制定について
日程第 9 議案第3号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施
行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第10 議案第4号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図
るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について
日程第11 議案第5号 遠軽地区広域組合消防手数料条例の一部改正について
日程第12 議案第6号 遠軽地区広域組合生田原消防会館設置条例の一部改正に
ついて
日程第13 議案第7号 遠軽地区広域組合行政財産使用料徴収条例の一部改正に
ついて
日程第14 議案第8号 遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について
日程第15 議案第9号 令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）
日程第16 認定第1号 平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認
定について

出席議員（12名）

1番	渡部正騎君	2番	村田一志君
3番	山本悟君	4番	秋元直樹君
5番	佐野宣雄君	6番	三田真美君
7番	竹中裕志君	8番	村川勝彦君
9番	山谷敬二君	10番	吉田耕造君

11番 吉野正剛君 12番 前田篤秀君

列席者

管理者 佐々木修一君 代表監査委員 村瀬光明君

出席説明員

副管理者	川根章夫君	副管理者	石田昭廣君
副管理者	厂原 收君	会計管理者	伯谷和昭君
事務局 消防長	関野清治君	次 長	森 秀樹君
消防署長	佐竹信敏君	総務課長	兼田信広君
消防課長		衛生施設課長	
予防課長	会田政敏君	出納課長	菊地哲生君
衛生施設課主幹	田宮克彦君		

事務局出席者

事務局 山谷真予君 事務局 中村正憲君
事務局 齊藤有眞君

10時00分 開会

○議長（前田篤秀君）

本日をもって、招集されました、令和元年第3回遠軽地区広域組合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして、諸般の報告をいたさせます。

○事務局（中村正憲君）

ご報告いたします。

本日の出席議員は、12名であります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局よりの出席者につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の議事日程は16までとなっております。

なお、財政事情書、工事と物品の発注状況、平成30年版消防年報を配布しておりますので、お目通しのほど、お願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第84条の規定により、3番、山本議員、5番、佐野議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「管理者の行政報告と提出案件要旨説明」を求めます。

佐々木管理者。

○管理者（佐々木修一君）

令和元年第3回遠軽地区広域組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに遠軽地区広域組合議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄、公私ともご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

まず、昨年の12月開催の議会定例会において、行政報告の中でご報告させていただきました、ごみ焼却施設を対象とした会計検査院の現地検査の結果について、ご報告させていただきます。

本年11月8日に会計検査院より平成30年度決算検査報告が公表され、この中に本組合が平成25年度から29年度までの間に、循環型社会形成推進交付金を受け整備した、ごみ焼却施設建設事業のうち、用地造成工事、給水管布設工事10工事、搬入道路舗装新設工事及びポンプ場建設工事等2工事の計14工事において、1点目として、循環型社会形成推進交付金取扱要領に定められている、諸経費率と異なる率等を用いたこと、また、2点目として、用地造成工事において、交付の対象とならない調整池の整備に要する費用等が含まれていたことが、交付金算定の過大となったものであります。

本組合が算定した、14工事における交付対象事業費は4億5,569万2千円となっておりますが、会計検査院が算定した交付対象事業費は3億8,886万8千円となり、これに比べて6,682万4千円過大になっており、これに係る交付金相当額2,227万4千円が過大交付とされたところであります。

今後においては、過大交付とされた交付金については、速やかに返還事務を進めるとともに、今後の廃棄物処理施設建設事業にあたっては、このようなことのないよう努めていく所存であります。

次に消防職員の不祥事について、ご報告させていただきます。

このたび、当組合の消防職員によります公金窃取という極めて重大な不祥事が発生しました。

この不祥事に関しましては、令和元年11月12日に各報道機関と組合ホームページでの公表を行っております。

皆様にこのような報告を申し上げますことは、誠に残念であり、事の重大さをひしひしと感じております。

議会並びに地域住民の皆様にも多大なご迷惑をお掛けしたことに對しまして、心から深くお詫びを申し上げます。

(消防長、次長、消防署長、総務課長 起立)

○消防長（関野清治君）

申し訳ありませんでした。

○管理者（佐々木修一君）

事件の内容についてであります。令和元年10月8日午前8時頃、当組合消防署の湧別町内の出張所に勤務する20代男性の消防士長が、勤務中に事務所に置かれた耐火金庫から、同事務所のロッカー内に保管され職員が共用していた金庫の鍵を使用し、金庫内に保管されていた団長交際費8万円、郵券代1千円合計8万1千円の公金を窃取し、自己が使用する車両の車検費用の支払いのために、私的使用したものであります。

窃取された公金の返還につきましては、本事件が発覚した10月9日の午後6時30分頃に当該職員から、全額が返還されております。

公金を窃取した当該職員の処分についてであります。遠軽地区広域組合懲戒処分審査委員会を開きまして、この審議結果の意見をもとに、11月12日付けで懲戒免職の処分を行ったところであります。

さらに管理監督者の処分については、所属長である出張所長に対しては懲戒処分として戒告とし、消防長に対しては管理者からの口頭注意、消防署長に対しては消防長からの文書注意の処分を行っております。

また、刑事告発については、当該職員が窃取した公金の全額を窃取した翌日に返還しており、懲戒免職という最も厳しい処分を下していることから、刑事告発は行っておりません。

本事件の発覚後は公金公物の管理など特に金品に関するものにあつては、厳重な管理を行っておりますが、さらに、この事件を生むに至った問題点の把握と今後の再発防止はもちろん、職員の綱紀粛正と服務規律の確保についての対応策を講じていく必要があると考えております。

一刻も早く失われた消防行政への信頼回復を図るため、これまで以上に全職員が一丸となって誠心誠意、全力で職務に取り組んで参る所存であります。

以上、事件についての報告とさせていただきますが、このたびの不祥事につきまして、重ねて深くお詫びを申し上げます。

次に本年5月開催の議会臨時会において、行政報告の中でご報告させていただきました消防車両の過積載の件であります。

当初は、積載水を減らしたり、ホースなどの資機材を積み替えることで対応しておりましたが、北見運輸支局との協議の中で過積載ではなく、車両総重量オーバーであるとの指摘を受けたことから、当組合が保有する消防署、出張所、消防団の全車両71台について再調査を行ったところ、

5 2 台が車両総重量オーバーであることが判明しました。

5 2 台中 1 4 台については、許容範囲の 1 0 0 キログラム以内であったことから手荷物扱いとなり、現状のまま運行可能となりましたが、残りの 3 8 台については北見運輸支局に車両を持ち込んでの実測を行っております。

その結果としまして、3 8 台中 3 2 台については、車検証に記載されている車両総重量を引き上げることで対応可能となりましたが、タンク車や大型水槽車など水を積載している車両 6 台については、車両の構造上などから総重量の引き上げでは対応できないため、積載水を減らし対応しております。

北見運輸支局の見解では、積載水を減らす場合には、車検証に記載している最大積載量の変更が必要となり、現状のままでは法律違反になることから、適正な対応を取るため構造変更による再車検を受けるべく、本議会において関連する予算を補正いたします。

次に今年度の各種事業の執行状況を、報告いたします。

ごみ焼却につきましては、1 1 月末の処理が 7, 6 2 5 トンになっております。

また、旧焼却施設の解体工事につきましては、2 カ年に渡り進められてきましたが、令和元年 1 0 月 3 1 日に完成引き渡しを受け、解体がすべて完了しております。

衛生センターにつきましては、施設に故障もなく安定的にし尿等の処理が行われております。

今年の処理量は、1 1 月末でし尿 5, 5 7 1 キロリットル、汚泥 2, 6 3 1 キロリットルで、昨年同期と比較しますとし尿は若干減少し、汚泥は若干増加した処理量となっております。

資源リサイクル事業につきましても、安定的に処理が行われております。本年 1 0 月末現在の処理量は、前年比約 1 6 トン減の 4 2 9 トンを処理している状況にあります。

本年 1 1 月末現在の火災発生件数は 2 8 件で、内訳は建物火災 1 3 件、車両火災 5 件、林野火災 1 件、その他火災 9 件で、昨年同期と比較しますと 6 件増となっております。

損害額は 1, 2 6 9 万 3 千円で、焼損棟数は 1 7 棟、り災人員は 9 名で、死者 2 名、負傷者 5 名となっております。寒さが増し暖房機器を使用する時期を迎えることから、火災予防に努めていく所存であります。

救急出場は、1 1 月末日現在 1, 5 1 6 件の出場で、1, 4 2 7 人の搬送を行っております。

昨年同期と比べると、1 0 件の出場増となっており、搬送人員は 1 5 人の増となっております。

また、今年は転院搬送が 2 4 3 件で、昨年比 1 1 件の増となっておりますが、直接管外の病院へ搬送した件数も 1 4 6 件となっております。

ドクターヘリの要請は 1 6 件ありますが、天候不良やキャンセルにより、旭川市や北見市への搬送を 6 件行っております。

次に、今議会に提案致しました議案の概要について、ご説明申し上げます。

承認第 1 号から承認第 3 号「専決処分の承認を求めることについて」は、当組合が加入しております、北海道市町村職員退職手当組合規約、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、いずれも構成団体の脱退により専決処分をいたしましたので、議会に承認を求めるものであります。

議案第 1 号「オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約」は、令和 2 年 1 月 1 日からオホーツク町村公平委員会事務職員の人数を変更するため規約の一部改正するものでありま

す。

議案第2号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うため、本条例を定めるものであります。

議案第4号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、本条例を定めるものであります。

議案第5号「遠軽地区広域組合消防手数料条例の一部改正について」は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、所要の規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

議案第6号「遠軽地区広域組合生田原消防会館設置条例の一部改正について」、議案第7号「遠軽地区広域組合行政財産使用料徴収条例の一部改正について」は、社会情勢等の実情に即した使用料等の見直しに伴い、関係条例の規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

議案第8号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合及び住居手当の月額を改定するため、本条例を定めるものであります。

議案第9号「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）」については、歳入に各町の広域組合負担金、繰越金を追加するものであります。

歳出につきましては、総務費に循環型社会形成推進交付金の過大交付に伴う交付金返還分を追加、併せて会計年度任用職員制度による歳出科目の繰り上げに伴う財務会計システムの改修委託料を追加し、衛生費及び消防費に職員給与改定等に伴う給料、職員手当、共済費等を追加し、消防費に消防車両の構造変更に伴う手数料、保険料、公課費を追加するものであります。

認定第1号は、「平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」であります。

歳入の決算総額は、20億2,512万1,084円、歳出の決算総額は、19億7,081万2,010円で、歳入歳出差引残額は、5,430万9,074円となっております。

これらにつきましては、監査委員の意見書を付して、議会の認定を求めるものであります。

さらに、平成30年度組合事業の詳細につきましては、別冊の事務報告のとおりでございますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上が、本議会に提案いたしました議案大要です。

ご審議を願う議案につきましては、その都度、担当課長等から詳細にご説明いたさせますので、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。第3回遠軽地区広域組合議会定例会にあたりましてのご挨拶といたします。

○議長（前田篤秀君）

日程第4、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」、日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」、以上3件は関連がありますので、一括議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをお開きください。

専決処分書、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更し、専決処分するものであります。

専決処分を行った日は、令和元年6月4日であります。

提案理由といたしまして、平成31年3月31日付で北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散したことによる北海道市町村職員退職手当組合からの脱退に伴う規約の一部変更について、組合議会を招集し協議する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

別紙、内容を省略いたしまして、次ページ、別添参考資料、北海道市町村職員退職手当組合理約新旧対照表をお開き願います。

別表（2）空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削ります。

日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削ります。

十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次ページをお開きください。

専決処分書、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を別紙のとおり変更し、専決処分するものであります。

専決処分を行った日は、令和元年6月4日であります。

提案理由といたしまして、平成30年3月31日付で十勝環境複合事務組合が解散し、平成31年3月31日付で北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散したことによる北海道町村議会議員公務災害補償等組合からの脱退に伴う規約の一部変更について、組合議会を招集し協議する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規

定により、専決処分を行ったものであります。

別紙、内容を省略いたしまして、次ページ、別添参考資料、北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約新旧対照表をお開き願います。

別表第1中、「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」、「北空知葬斎組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

次に、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」をご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約の変更について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。次ページをお開きください。

専決処分書、地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を別紙のとおり変更し、専決処分するものであります。

専決処分を行った日は、令和元年6月4日であります。

提案理由といたしまして、平成31年3月31日付で北空知葬斎組合、日高地区交通災害共済組合及び池北三町行政事務組合が解散したことによる北海道市町村総合事務組合からの脱退に伴う規約の一部変更について、組合議会を招集し協議する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったものであります。

別紙、内容を省略いたしまして、次ページ、別添参考資料、北海道市町村総合事務組合同規約新旧対照表をお開き願います。

別表第1、空知総合振興局の項中「(33)」を「(32)」に改め、「北空知葬斎組合」を削ります。

日高振興局の項中「(16)」を「(15)」に改め、「日高地区交通災害共済組合」を削ります。

十勝総合振興局の項中「(24)」を「(23)」に改め、「池北三町行政事務組合」を削ります。

別表第2、9の項中「北空知葬斎組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「池北三町行政事務組合」を削ります。

別紙に戻っていただきまして、附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するものであります。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより、一括上程いたしました、承認3件の質疑を行います。

質疑は、案件ごとに行います。

これより、承認第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

次に、承認第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、承認第3号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました承認3件を、採決をいたします。

採決は、上程の順により、案件ごとに行います。

これより、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第1号「オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

議案第1号「オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約」についてご説明いたします。

提案理由といたしまして、令和2年1月1日からオホーツク町村公平委員会事務職員の人数を変更することについて、オホーツク町村公平委員会規約の一部を改正する必要があることから、地方自治法第252条の7第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約です。

別紙を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたしますので、次ページ、参考資料、オホーツク町村公平委員会規約新旧対照表をお開き願います。

第4条の事務所及び事務職員の数について、第4条第2項中「2人」を「4人以内」に改めるものです。

以上で、参考資料の説明を終わりました、別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、この規約は、令和2年1月1日から施行するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより議案第1号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の質疑を終わります。

これより、議案第1号「オホーツク町村公平委員会の規約の一部を改正する規約」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第2号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」、日程第9、議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、以上2件は関連がありますので、一括議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

議案第2号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与、費用弁償に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

次ページをお開き願います。

別紙、遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、条文の概要をご説明させていただきます。

第1条は、趣旨に関する規定でありまして、会計年度任用職員の給与、費用弁償について、本条例の趣旨として定めるものです。

第2条は、会計年度任用職員の給与を定めるものです。

第3条は、フルタイム会計年度任用職員の給料を定めるものです。

第4条は、フルタイム会計年度任用職員の職務の級を定めるものです。

第5条は、フルタイム会計年度任用職員の号俸を定めるものです。

第6条は、フルタイム会計年度任用職員の給料の支給方法を定めるものです。

第7条は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当を定めるものです。

第8条は、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当を定めるものです。

第9条は、フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当を定めるものです。

第10条は、フルタイム会計年度任用職員の夜勤手当を定めるものです。

第11条は、フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当を定めるものです。

第12条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当を定めるものです。

第13条は、フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出を定めるものです。

第14条は、フルタイム会計年度任用職員の給与の減額を定めるものです。

第15条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬を定めるものです。

第16条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給方法を定めるものです。

第17条は、パートタイム会計年度任用職員の特殊勤務に係る報酬を定めるものです。

第18条は、パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬を定めるものです。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬を定めるものです。

第20条は、パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬を定めるものです。

第21条は、パートタイム会計年度任用職員の期末手当を定めるものです。

第22条は、パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出を定めるものです。

第23条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額を定めるものです。

第24条は、会計年度任用職員の給与からの控除を定めるものです。

第25条は、管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与を定めるものです。

第26条は、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を定めるものです。

第27条は、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償を定めるものです。

第28条は、規則への委任を定めるものです。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置として、この条例の施行日の前日において遠軽地区広域組合非常勤職員規則の規定により任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者については、旧規則の規定により任用された任期を第21条第3項の前会計年度における任期とみなし、これらの規定を適用する。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係条例の整備を行うため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例です。

本条例は、整備をする条例ごとに7条の構成となっています。

別紙を省略いたしまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたしますので、参考資料1ページ、遠軽地区広域組合職員の分限についての手続及び効果に関する条例新旧対照表をお開き願います。

第1条関係の遠軽地区広域組合職員の分限についての手続及び効果に関する条例につきましては、第4条の休職の効果において、第1項で「3年を超えない範囲内」と定めている休職期間について、第4項を追加し、会計年度任用職員については、「任期の範囲内」とするものです。

次のページ、2ページ、遠軽地区広域組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表をお開き願います。

第2条関係の遠軽地区広域組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例につきましては、第4条の減給の効果において、「給料の月額との」定めについて、パートタイム会計年度任用職員については、「報酬の額」とするものと、条文の文言の整理を行うものであります。

3ページ、遠軽地区広域組合職員給与条例新旧対照表をお開き願います。

第3条関係の遠軽地区広域組合職員給与条例につきましては、第38条の非常勤職員等の給与を会計年度任用職員の給与とし、別に条例で定めるものであります。

次のページ、4ページ、遠軽地区広域組合職員の旅費条例新旧対照表をお開き願います。

第4条関係の遠軽地区広域組合職員の旅費条例につきましては、第2条第1号の職員の用語の意義において、パートタイム会計年度任用職員を除くことを加えるものであります。

5ページ、遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例新旧対照表をお開き願います。

第5条関係の遠軽地区広域組合職員の育児休業等に関する条例につきましては、会計年度任用職員の育児休業を可能とするための改正であり、本条例中「育児休業法」とは、「地方公務員法の育児休業等に関する法律」をいい、この法律を実施するため必要な事項をこの条例で定めています。

第2条は、育児休業法に基づき育児休業をすることができない職員を定めたものであり、非常勤職員について第3号を追加し、基本的にアのとおり、(ア)引き続き1年以上在職し、(イ)子が1歳6か月になるまでの間に任用期間が満了し引き続き採用されないことが明らかでなく、(ウ)勤務日数を考慮した職員、については育児休業が可能であります。

5～6ページ、第2条の3は追加するもので、非常勤職員の育児休業期間を定め、原則第1号のとおり、子が1歳に到達するまでであります。

7ページ、第2条の4は追加するもので、非常勤職員の育児休業を子が2歳に到達するまで認める特別な場合を定めるものであります。

8ページ、現行第2条の3は、第2条の3、第2条の4を追加することにより、第2条の5とするものであります。

第3条は、1人の子につき再度の育児休業を承認する特別な場合であり、第6号は補足、第7号、第8号は非常勤職員について追加するものであります。

第4条は、育児休業期間の再度の延長ができる特別な場合であり、補足するものであります。

9ページ、第7条第2項は、勤勉手当の支給についてで、会計年度任用職員を除くことを加えるものであります。

第8条は、職務復帰後の号俸調整についてで、会計年度任用職員を除くことを加えるものであります。

第9条は、退職手当の取扱いについてであり、パートタイム会計年度任用職員は本条の対象とならないことを追加するものです。

10ページ、第11条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の場合についてで、第7号を補足するものであります。

第12条の2は追加するもので、育児短時間勤務の承認又は期間の延長手続きについて定めるものであります。

第14条の2は、追加するもので、育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知について定めるものであります。

第21条は、部分休業をすることができない職員についてで、第2号の非常勤職員に関する事項を加えるものであります。

11ページ、第22条は、部分休業の承認についてで、非常勤職員について追加するものであります。

次のページ、12ページ、遠軽地区広域組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表をお開き願います。

第6条関係の遠軽地区広域組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、第3条の報告事項において、対象から除かれる職員からフルタイム会計年度職員を除くことを加えるものであります。

13ページ、遠軽地区広域組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表をお開き願います。

第7条関係の遠軽地区広域組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、第1条は、地方自治法の当該条項が改正されたことに伴うものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより、一括上程いたしました、議案2件の質疑を行います。

質疑は、案件ごとに行います。

これより、議案第2号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を、採決いたします。

採決は、上程の順により、案件ごとに行います。

これより、議案第2号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第4号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

議案第4号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例です。

本条例は、整理をする条例ごとに2条の構成となっております。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。

参考資料1ページ、遠軽地区広域組合職員給与条例新旧対照表をお開き願います。

第1条関係の遠軽地区広域組合職員給与条例につきましては、第11条の休職者の給与について、第11条第7項中「当該各項に」を「これらの規定に」に改め、「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「当該各項の」を「それぞれ第2項又は第3項の規定の」に改めます。

第24条の2第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削ります。

次のページ、2ページをお開き願います。

第24条の3第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削ります。
第25条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削ります。

第25条の2第1項第1号中「、若しくは失職し」を削るものであります。

3ページ、遠軽地区広域組合消防団条例新旧対照表をお開き願います。

第2条関係の遠軽地区広域組合消防団条例につきましては、第4条の団長の任命等について、第4条第4項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とするものであります。

以上で参考資料の説明を終わりました、別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、令和元年12月14日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより、議案第4号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

これより、議案第4号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第5号「遠軽地区広域組合消防手数料条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

会田予防課長。

○予防課長（会田政敏君）

議案第5号「遠軽地区広域組合消防手数料条例の一部改正について」ご説明いたします。

遠軽地区広域組合消防手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

提案理由といたしまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る手数料の額を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページは、別紙としまして、遠軽地区広域組合消防手数料条例の一部を改正する条例であります、新旧対照表にて、ご説明させていただきます。

次のページをお開きください。

参考資料、遠軽地区広域組合消防手数料条例新旧対照表の2の部、貯蔵所の項、手数料の額の欄で下線の部分が、今回改正する手数料でありまして、「1, 580, 000円」を「1, 59

0,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に、それぞれ改めるものであります。

なお、これらの項に該当する施設は、当組合内にはございません。

別紙に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君）

これより、議案第5号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

これより、議案第5号「遠軽地区広域組合消防手数料条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第6号「遠軽地区広域組合生田原消防会館設置条例の一部改正について」、日程第13、議案第7号「遠軽地区広域組合行政財産使用料徴収条例の一部改正について」、以上2件は関連がありますので、一括議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

議案第6号「遠軽地区広域組合生田原消防会館設置条例の一部改正について」、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、社会情勢の変化及び組合構成町における公共施設使用料の実情に即し、生田原消防会館に係る使用料及び時間区分を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合生田原消防会館設置条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料、遠軽地区広域組合生田原消防会館設置条例新旧対照表をお開き願います。

遠軽地区広域組合生田原消防会館設置条例第5条に規定する使用料について改めるものであります。

別表、生田原消防会館使用料の表中、時間区分「全日」を「時間」に、時間区分、午前「午前8時から正午まで」を「午前8時から午後1時まで」に、時間区分、午後「正午から午後5時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、時間区分、全日「午前8時から午後10時まで」を時間「1時間」にするものです。

大会議室、午前「2,800円」を「3,670円」に、午後「3,500円」を「2,940円」に、夜間「3,500円」を「3,670円」に、全日「9,800円」を1時間「89

0円」に、和室、午前「720円」を「940円」に、午後「890円」を「760円」に、夜間「890円」を「940円」に、全日「2,500円」を1時間「230円」に、厨房室、午前「360円」を「500円」に、午後「470円」を「380円」に、夜間「470円」を「500円」に、全日「1,300円」を1時間「120円」に、それぞれ改正するものです。

同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に、「3時間欄に規定する使用料は、3時間以内の使用の場合に適用する。」を加えるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わりました、別紙にお戻り願います。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置として、この条例の施行日前に使用を許可した使用料については、なお従前の例によるものとするものです。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

議案第7号「遠軽地区広域組合行政財産使用料徴収条例の一部改正について」、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、社会情勢の変化及び組合構成町における行政財産使用料の実情に即し、行政財産に係る使用料の額を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料、遠軽地区広域組合行政財産使用料徴収条例新旧対照表をお開き願います。

第2条の使用料について、第2条第2項中、使用料「1,200円」を「1,260円」に、別表第2、自動販売機設置料の金額「3,600円」を「3,780円」に改正するものであります。

以上で、参考資料の説明を終わりました、別紙にお戻り願います。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置として、この条例の施行日前に使用を許可した使用料について、なお従前の例によるものとするものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより、一括上程いたしました、議案2件の質疑を行います。

質疑は、案件ごとに行います。

これより、議案第6号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

これより、一括上程いたしました議案2件を、採決いたします。

採決は、上程の順により、案件ごとに行います。

これより、議案第6号「遠軽地区広域組合生田原消防会館設置条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「遠軽地区広域組合行政財産使用料徴収条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第8号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長(兼田信広君)

議案第8号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の支給割合及び住居手当の月額を改定するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部を改正する条例です。

一般職の職員給与につきましては、地方公務員法に給与決定に関する原則が定められており、本組合の職員給与につきましても、地方公務員法の規定に基づき、決定してきたところです。

本年度の給与改定に当たっても、国家公務員の給与改定状況及び総務省の給与改定通知等を考慮し給与を改定するため、本条例を定めるものです。

この条例は、2条の構成でありまして、施行日の違いにより条を分けております。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料の1ページ、遠軽地区広域組合職員給与条例新旧対照表第1条関係をお開き願います。

第25条勤勉手当につきましては、令和元年12月期に受ける支給率の改定でありまして、第25条の2第1項第1号中「100分の92.5」を、「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改正し、再任用職員以外の職員の支給率につきましては、年間1.85か月から1.9か月に引き上げるものです。

別表第1、第5条関係、一般職給料表につきましては、給料月額の改定に伴う一般職給料表の

改定でありまして、改定率は平均0.1%で、大卒等の新規採用職員に係る初任給を1,500円、高卒等の新規採用職員に係る初任給を2,000円それぞれ引き上げ。

これを踏まえ30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行うものです。

この改定は平成31年4月から遡って適用するものです。

参考資料7ページ、遠軽地区広域組合職員給与条例新旧対照表第2条関係をお開き願います。

勤勉手当、第25条の2第1項第1号は、再任用職員以外の職員の支給率の改定でありまして「6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を、「100分の95」に改めるものです。

住居手当、第36条第1項「次のいずれかに該当する職員」を「自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（構成町が設置する有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項中「掲げる額」を「定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改めるものです。

第1号、月額27,000円以下の家賃を支払っている職員、家賃の月額から16,000円を控除した額。

第2号、月額27,000円を超える家賃を支払っている職員、家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額、に改めるものであります。

以上で参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、第1項の施行期日は、公布の日からであります。

ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日からであります。

第2項は、第1条による改正後の規定は、平成31年4月1日から適用することを規定しております。

第3項は、給与の内払とみなすことを、第4項、第5項は、住居手当に関する経過措置について、第6項は、規則への委任について規定しております。

以上で、議案第8号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより、議案第8号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第8号の質疑を終わります。

これより、議案第8号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第9号「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

議案第9号「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）について」、ご説明いたします。

令和元年度遠軽地区広域組合の一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,723万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,896万円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入からご説明いたします。

1款1項負担金に、2,227万4千円を追加し、20億2,529万1千円とするものであります。

5款1項繰越金に、495万8千円を追加し、895万8千円とするものであります。

これによりまして、歳入合計21億5,172万8千円に2,723万2千円を追加し、総額を21億7,896万円とするものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

2款総務費につきましては、1項総務管理費に、2,289万円4千円を追加し、2,714万円とするものであります。

3款衛生費につきましては、1項清掃費に、4万7千円を追加し、8億2,170万6千円とするものであります。

4款消防費につきましては、1項常備消防費に、429万1千円を追加し、12億5,936万円とするものです。

これにより、歳出合計21億5,172万8千円に2,723万2千円を追加し、総額を歳入歳出同額の21億7,896万円とするものです。

次に、3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から説明いたします。

6ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費、委託料62万円の増額につきましては、会計年度任用職員制度による歳出科目の繰り上げに伴う財務会計システムの改修委託料を補正するものです。

2目諸費、償還金、利子及び割引料2,227万4千円の増額につきましては、循環型社会形成推進交付金事業の返還金を計上するものです。

8ページをお開き願います。

3款1項2目し尿処理費4万7千円の増額につきましては、給与改定により給料、職員手当等を補正するものです。

10ページをお開き願います。

4款1項1目消防費、429万1千円の増額につきましては、給与改定により給料、職員手当等、共済費を、消防車両の構造変更に伴う役務費、公課費を補正するものです。

次に、2歳入について説明いたします。

4ページをお開き願います。

1款1項1目広域組合負担金に、衛生負担金、塵芥2, 227万4千円を追加するものです。これは、循環型社会形成推進交付金事業の返還金の追加です。

5款1項1目繰越金に、し尿分4万7千円を、消防分491万1千円をそれぞれ追加するものです。

これは、財務会計システムの改修委託費、職員給与改定等に伴う人件費、消防車両の構造変更に伴う車検費用等の追加です。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君）

これより、議案第9号の質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3歳出より行います。

2款総務費、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、3款衛生費、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、4款消防費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、2歳入に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1款負担金及び分担金、4ページから5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

5款繰越金、4ページから5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、議案第9号の質疑を終ります。

これより、議案第9号「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、認定第1号「平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

伯谷会計管理者。

○会計管理者（伯谷和昭君）

認定第1号「平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」、ご説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を受けるものであります。

説明資料につきましては、赤番2、平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算書、赤番3、平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算審査意見書、赤番4、平成30年度遠軽地区広域組合財産に関する調書、赤番5、平成30年度遠軽地区広域組合一般会計における主要な施策の成果、赤番6、平成30年度事務報告の5冊であります。

赤番2、平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算書、1ページをお開き願います。歳入に係る款及び項における決算額になります。

予算現額合計20億1,527万8千円に対し、収入済額合計20億2,512万1,084円、不納欠損額、収入未済額、ともに0円。

予算現額と収入済額との比較は、984万3,084円となっております。

2ページをお開き願います。

歳出に係る款及び項における決算額になります。

支出済額合計19億7,081万2,010円、翌年度繰越額0円、不用額及び予算現額と支出済額との比較、ともに4,446万5,990円、欄外下段に記載の歳入歳出差引残額5,430万9,074円でございます。

3ページをご覧ください。

歳入の決算状況でございます。

1款1項負担金、収入済額17億9,415万6千円、構成町からのし尿、塵芥、リサイクル及び消防等負担金であります。

2款1項使用料、収入済額20万5,209円、生田原消防会館使用料であります。

2款2項手数料、収入済額1億216万2,850円、し尿等処理手数料及び4ページ上段の一般廃棄物処理手数料などあります。

3款1項国庫補助金、収入済額6,461万7千円、循環型社会形成推進交付金であります。

4款1項寄附金、収入済額10万円、5款1項繰越金、収入済額4,801万5,787円、6款1項預金利子、収入済額2万5,150円。

5ページをご覧ください。

6款2項雑入、収入済額1,583万9,088円、リサイクル容器売払収入、有償入札拠出金、消防自動車売払金などあります。

次に、歳出をご説明いたします。

7ページをお開き願います。

1款1項議会費、支出済額41万6,900円、議会活動に要した経費であります。

2款1項総務管理費、支出済額313万3,819円、一般管理に関する経費として、旅費、役務費の通信運搬費、電算システム保守委託などあります。

8ページをご覧ください。

2款2項監査委員費、支出済額39万8,297円、監査業務に要した経費であります。

3款1項清掃費、支出済額6億1,455万5,022円、職員人件費、収集業務等委託、し尿処理施設維持管理、ごみ焼却施設解体工事及びリサイクル事業の運営費などの経費であります。

14ページをお開き願います。

4款1項常備消防費、支出済額10億1,914万6,449円、職員人件費・研修旅費及び消防車両並びに通信施設等の維持管理経費などあります。

19ページをお開き願います。

4款2項非常備消防費、支出済額9,663万8,620円、団員報酬、費用弁償など消防団運営に関する経費であります。

20ページをお開き願います。

4款3項消防施設費、支出済額1億4,421万924円、施設整備費並びに、消防署及び分団の大型水槽車・ポンプ自動車等購入費であります。

21ページをご覧ください。

5款1項公債費、支出済額9,271万276円、地方債償還金・償還利子及び一時借入金利子であります。

6款1項予備費につきましては、支出はございません。

最終ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。

1、歳入総額20億2,512万1千円、2、歳出総額19億7,081万2千円、3、歳入歳出差引額及び、5、実質収支額は同額の5,430万9千円であります。

次に、赤番3をご覧ください。

赤番3は、監査委員より提出されました、平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算審査意見書でございます。

1ページをお開き願います。

2、審査期間は、令和元年10月17日から18日までの2日間で開催し、4の(1)審査の結果を朗読させていただきます。

審査に付された、平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び関係証書並びに遠軽地区広域組合指定金融機関の預金残高証明書と符合し、適正であると認められる。

また、予算の執行及び収入、支出、財産の管理、財務に関する事務においても全体的に適正な執行がなされていると認められる、とされているものでございます。

赤番4、平成30年度遠軽地区広域組合財産に関する調書、赤番5、平成30年度遠軽地区広域組合一般会計における主要な施策の成果、赤番6、平成30年度事務報告につきましては、ご覧いただくことをお願いいたしまして、平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わらせて頂きます。

○議長（前田篤秀君）

これより、認定第1号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、認定第1号の質疑を終わります。

これより、認定第1号「平成30年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって令和元年第3回遠軽地区広域組合議会定例会を閉会いたします。

11時18分閉会

議長 前田 篤 秀

議員 依野 宣 雄

議員 山本 悟